

富士市まちづくり活動推進条例検討会議設置要領

(設置)

第1条 地区住民による持続可能なまちづくり活動の推進を図り、地域コミュニティと行政による協働のまちづくりを展開していくにあたり、地区まちづくり活動の理念や位置づけを明確化する条例について検討するため、富士市まちづくり活動推進条例検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、条例の制定に向け、次に掲げる事項について調査、検討し、提言を行うものとする。

- (1) 地区まちづくり活動の理念に関すること
- (2) 地区まちづくり活動の位置付けに関すること
- (3) その他地区まちづくり活動の活性化のために必要な事項に関すること

(構成)

第3条 検討会議は、13人以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 地区団体及び関係団体から推薦を受けた者
- (3) 市内に居住する者で、公募により選考された者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 検討会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、検討会議を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、条例制定の日までとする。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、市民部まちづくり課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討会議の運営について必要な事項は、委員長が検討会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。